

上野商工会議所新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

1. 感染防止のための基本的な考え方

上野商工会議所は、職場における感染防止対策に積極的に取り組み、社会全体の感染拡大防止に寄与するものとする。

特に、職員への感染拡大を防止するよう、職場環境の配慮、個人の感染予防策の徹底に努めるものとする。

また、国・地方公共団体・日本商工会議所等の指針や方針などを常時収集し、職場内での徹底を図ると共に、会員事業所への周知を通じて、感染拡大防止の徹底に協力するものとする。

2. 適切な感染防止対策

(1) 発熱者等の施設への入場防止

- ・職員の検温、体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止する。
- ・来所者の検温、体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来所者の入場を制限する。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、来所者の名簿を適切に管理する。

(2) 「三つの『密』(密閉・密集・密接)の防止

- ・事務所内、ホール、会議室等の換気を適切に行う。
- ・人と人の距離を適切にとる。(来所者や職員同士の距離の確保、職場分散業務の実施等)
- ・密集する会議の中止や長時間の密集を避ける。

(3) 飛沫感染、接触感染の防止

- ・職員及び来所者のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを徹底する。
- ・事務所内、ホール、会議室等の定期的な消毒を行う。
- ・人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・トイレは常に清掃及び消毒を行い、ハンドドライヤーの使用は休止する。